

## 地方自治法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要

### 1. 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号。以下「第12次分権一括法」という。）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正により、認可地縁団体同士の合併に関する規定を新設することとされた。

また、土地改良法の一部を改正する法律（令和4年法律第9号。以下「土地改良法一部改正法」という。）による土地改良法（昭和24年法律第195号）の改正により、土地改良区から認可地縁団体への組織変更に関する規定を新設することとされた。

これらの法改正に伴い、認可地縁団体同士の合併に関する手続及び土地改良区から認可地縁団体への組織変更に関する手続について定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「自治則」という。）を改正する。

### 2. 改正の概要

#### (1) 認可地縁団体同士の合併に関する手続を規定

##### ① 第12次分権一括法による改正後の地方自治法（以下「新法」という。）

第260条の39第4項において同法第260条の2第2項を準用し、合併の認可は、認可地縁団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行うものとされたことを踏まえ、自治則において、当該申請の申請書様式及び添付書類等について規定する。

##### ② 新法第260条の41第3項の規定により、合併しようとする各認可地縁団体は、所定の債権者保護手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならないとされたことを踏まえ、自治則において、当該届出（以下「合併に係る債権者保護手続終了の届出」という。）の届出書の様式等について規定する。

##### ③ 新法第260条の44第1項の規定により、市町村長は、合併しようとする各認可地縁団体から、合併に係る債権者保護手続終了の届出があったときは、当該届出に係る合併について認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならないものとされたことを踏まえ、自治則において以下のとおり当該事項を規定するとともに、当該事項を記載した台帳を作成し、法第260条の2第12項の請求があったときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない

ことを規定する。

- ・合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の名称
- ・合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
- ・合併後の認可地縁団体の区域 等

④ その他

所要の規定を整備する。

(2) 土地改良区から認可地縁団体への組織変更に関する手続を規定

土地改良法一部改正法による改正後の土地改良法第76条の13第4項において、土地改良区からの組織変更後の認可地縁団体（以下「組織変更後認可地縁団体」という。）に対して地方自治法第260条の2第10項を讀替適用し、組織変更後認可地縁団体の区域をその区域の全部又は一部とする市町村長は、都道府県知事による組織変更の認可をした旨の通知があったときは、総務省令で定めるところにより告示をしなければならないものとされたことを踏まえ、自治則において、以下のとおり当該告示（以下「土地改良区から認可地縁団体への組織変更に係る告示」という。）の詳細について規定する。

○土地改良区から認可地縁団体への組織変更に係る告示は、土地改良法第76条の13第3項の通知があった場合に、当該場合に該当する旨を明示した上で以下の事項について行うものとすることを規定する。

- ・名称
- ・規約に定める目的
- ・区域 等

### 3. 根拠条文

新法第260条の39第4項において準用する同法第260条の2第2項並びに同条第10項（土地改良法一部改正法による改正後の土地改良法第76条の13第4項において準用する場合を含む。）、新法第260条の41第3項及び第260条の44第1項

### 4. 施行期日

令和5年4月1日